

第8章 西東京市再犯防止推進計画

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 再犯防止施策の対象者
- 5 取組内容
- 6 推進体制



「いこいな」

©シンエイ／西東京市

1 計画策定の趣旨

- 犯罪をした人の中には、再び罪を犯す（再犯）ケースがあります。全国の再犯者率（検挙人員に占める再犯者の割合）は約5割であり、再犯者率を抑えることが社会全体の課題となっています。

全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

年次	刑法犯検挙者数（人）	再犯者数及び再犯者率	
		再犯者数（人）	再犯者率（％）
平成 29 年	215,003	104,774	48.7
平成 30 年	206,094	100,601	48.8
令和元年	192,607	93,967	48.8
令和 2 年	182,582	89,667	49.1
令和 3 年	175,041	85,032	48.6

注1 警察庁・犯罪統計による。

注2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

注3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

資料：法務省 令和4年版再犯防止推進白書

- 田無警察署管轄内（西東京市、東久留米市）では、毎年、1,000件以上の刑法犯が検挙されています。そのうち、非侵入窃盗犯件数が6割程度を占めています。

田無警察署管内の刑法犯

年次	刑法犯総件数（件）	（主な犯罪の種類）		
		粗暴犯（件）	侵入窃盗犯（件）	非侵入窃盗犯（件）
平成 30 年	2,036	106	65	1,407
令和元年	1,865	85	165	1,181
令和 2 年	1,588	79	85	1,056
令和 3 年	1,280	71	27	871
令和 4 年	1,380	73	54	947

資料：田無警察署HP

- 再犯の背景には、安定した仕事や住まいがないことや薬物やアルコールへの依存等、様々な課題を抱えている場合があります。立ち直りに困難を抱えるこうした人々が再び罪を犯すことを防ぐため、国、都、市、支援者や関係団体等が連携し、継続的にその社会復帰を支えることが必要です。



本市では、地域のあらゆる主体が互いに支え合いながら活躍できる西東京市版地域共生社会を実現するため、犯罪をした人々が地域の中で孤立することなく、再び地域社会の一員となれるよう、更生支援に係る施策の推進を図る「西東京市再犯防止推進計画」を策定しました。

2 計画の位置付け

- 本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、策定しています。(第1章 2 再掲)

3 計画の期間

- 計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5か年です。(第1章 3 再掲)

4 再犯防止施策の対象者

- 再犯防止推進計画の対象者は、再犯の防止等の推進に関する法律第2条に準じるとともに、市内に居住する(見込みのある)方とします。

再犯の防止等の推進に関する法律

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者をいう。

5 取組内容

(注)各項目の【 】は、第5章の基本目標と施策番号との関連を示す。

(1)就労・住居の確保等

- 自立生活を目指して、一人一人の特性に応じた就労支援を行います。【基本目標6(3)】
- 一人一人の状況に応じ、住まいの確保を支援します。【基本目標3(2)、4(2)】

(2)保健医療・福祉サービスの利用促進

- 関係機関連携のもと、様々な相談への対応と、一人一人の状況に適した保健医療・福祉サービスの利用促進を図ります。【基本目標4(1)、4(2)、4(3)】

(3)学校等と連携した修学支援の実施等

- 非行の未然防止に向け、学校及び関係団体の連携による相談支援、地域全体で青少年を見守り、明るく健やかな成長を支える取組を行います。【基本目標5(2)】

(4)民間協力者の活動促進

- 民間協力者の活動支援を行うとともに、民間協力者や関係団体等と連携し、更生保護*に対する市民の理解と、一人一人を孤立させない支援を推進します。【基本目標3(2)】

(5)再犯防止に向けた基盤整備

- 多くの市民が更生支援に対する理解を深められるよう、再犯防止啓発月間等の広報や啓発機会の充実を図ります。【基本目標1(1)、3(2)】
- 地域や民間協力団体等と協力し、地域における防犯活動の活性化を図ります。【基本目標5(2)】

(6)その他の取組

- 生活上の心配ごと、悩みや困りごとを誰もが気軽に相談できるよう、相談体制の充実を図ります。【基本目標4(2)】
- 再犯防止に向け、庁内関係部署の連携強化、関係機関や団体等との分野横断的な情報共有を推進します。【基本目標3(1)、3(2)】

6 推進体制

- 再犯防止推進計画は、地域福祉計画の推進体制と連動させ、協働による推進と進行管理を行います。